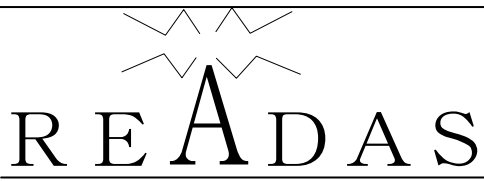


第 5858 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 12月 15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ パート収入と配偶者控除

Q：私は今年からパートとして勤務しています。いくらまでなら、夫の配偶者控除が受けられますか？

A：他に所得がなければ103万円以下であれば受けられます。

【解説】

パートにより得る収入は、給与所得となります。給与所得の金額は、年収から給与所得控除額を差し引いた残額です。給与所得控除額は最低65万円ですから、パートの収入金額が103万円以下(65万円プラス所得税の基礎控除額38万円)で、ほかに所得がなければ所得税はかからないこととなります。

次に配偶者控除ですが、配偶者控除は、あなたの合計所得金額が38万円以下であれば、ご主人の配偶者控除が受けられます。つまり、あなたの収入がパート収入だけの場合は、その収入が103万円以下であれば給与所得控除額の65万円を差し引くと所得金額は38万円以下となりますので、配偶者控除が受けられるということになります。

なお、ご主人の合計所得金額が1,000万円以下であれば、あなたのパート収入が103万円超であっても、141万円未満で他に所得がなければ、配偶者特別控除を受けることができます。※配偶者特別控除の額は、配偶者の所得金額により異なり、配偶者の所得が増えるに従い38万円から段階的に少なくなっていきます。

